

編集発行・大田原市森林組合 栃木県大田原市黒羽田町 222
TEL 0287 (53) 1212(代) FAX 0287 (54) 2877
メールアドレス forest04@jf-ohtawara.or.jp

印刷・(株)近代工房



第40回通常総代会

第40回通常総代会が6月24日(水)大田原市森林組合 大会議室で開催し、総代(本人出席10名・書面議決142名)が出席しました。

植竹雅弘代表理事組合長は「今年度はコロナ禍の中、自粛での開催になりました。林業界を取り巻く環境は、コロナの影響が開始まり住宅着工減により需要が見込めず材価の安値につながり丸太の生産調整を行っていかなくてはならないのかと思います。また、組合を利用して頂いた方、造林、間伐、皆伐に対し事業割戻しを行いました。今後も利益を皆様に還元したいと考えています。」と挨拶しました。

議長に両郷地区の益子一郎氏を選任し、提出した令和元年度決算関係及び令和2年度事業計画等、すべて原案通り可決決定されました。

詳細は別途配付させていただいた総代会資料をご覧ください。

コロナ禍での 林業・木材産業

新型コロナウイルス感染症の影響により、社会的・政治的・経済的な混乱していますが、林業・木材産業も例外ではありません。

(一財)日本木材総合情報センターによると、栃木県内では皆伐の一部見合わせなどが出ておりますが、間伐材を中心に原木生産をしています。スギ中目材やヒノキは全般的に動きが悪いため、共販後の引取りも遅く、製品市況の先行きの不安から大型製材工場の買い気配が弱いとのこと。当組合でも丸太価格の落込みを受けて、丸太の生産調整をするかの選択に迫られております。現在は組合員の皆様の要望に応え、従業員の雇用を生み出すために伐採を続けておりますが、今後の状況次第で生産調整の選択も有り得ます。

一方で政府は、感染拡大により大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を支援するために、「持続化給付金制度」を創設しました。持続化給付金

は、業種横断的に、個人・法人を問わず、農林漁業者も広く対象となる制度(大企業は対象外)とのこと。新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、今年のいずれかの月の事業収入が前年同月比50%以上減少した場合に対象になります。詳細は農林水産省のホームページをご覧ください。持続化給付金事業コールセンター(0120・115・570)へお問い合わせ下さい。

スマート林業を 目指して

「スマート林業」と聞いて皆さんはどのようなことを思い浮かべますか。ICTの導入で栽培環境の自動制御等を行なうスマート農業は最近耳にする機会が増えてきましたが、林業の場合はどうスマートになるのか。

スマート林業とは、ICTの導入・活用により森林施業の効率化・省力化や需要に応じた高度な木材生産等を可能にすることの様で、林業従事者の減少や高齢化の問題を解消するための手

法として注目されています。また生産性と安全性の向上にも寄与すると期待されています。具体的に政府は平成30年度に予算を取り、市町村等が行なう林地台帳やこれに付随する地図等を

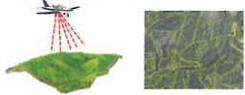
効率的に管理・活用するためのシステムやデータの整備、リモートセンシング技術等を活用して森林情報を整備・共有、素材生産でのICT等の活用・開発・改良に支援しています(図)。

林業イノベーションの展開方向 (全体像)

- 日本の厳しい地形条件等に起因するきつい・危険・高コストの3K林業や、記憶・経験に頼る林業から脱却するため、ICT等を活用し資源管理や生産管理を行う「スマート林業」や、自動化機械の開発、早生樹等の育種などの技術革新により、伐採・搬出や造林を省力化・軽労化
- 日本固有のスギから製造する「改質リグニン」などの木質新素材により、林業の枠を超える新たな産業を創造

Point1 記憶から、デジタル記録の森林管理へ

- ・資源・境界情報をデジタル化することで、人手と時間をかけることなく、森林を管理・利用
- ・レーザ計測、ドローン、ICT機器を使用し、路網を効率的に整備・管理



Point2 経験から、ICTによる生産管理へ

- ・経験則に頼る木材の生産管理にITを導入
- ・資源・境界の管理、生産計画の策定、木材生産の進捗管理、事業の精算を効率的に運営



Point4 収穫50→30年へ 林業の時間軸を変える 早く育てて収穫できる林業の実現



Point3 3K林業からの解放(生産)

- ・伐採～運搬作業を自動化することで、林業生産性をアップ
- ・人による作業を少なくし、労働災害の発生しやすい作業を根絶やしに



Point3 3K林業からの解放(造林)

- ・一貫作業、低密植栽、ドローン等により、造林作業を省力化・軽労化し、コストも削減
- ・人力に頼る造林作業、特に、夏場の過酷な下刈り作業から解放



Point5 丸太オンリーからの脱却

- ・従来の木材利用に加え、改質リグニン、CNF(セルロースナノファイバー)等の開発・普及により、新たな利用を推進
- ・「林業」の枠を超える産業・価値を創出するとともに、プラスチック代替製品として身近に利用



(図) 林業イノベーションの展開方向 (林野庁より引用)

市内では栃木県森林組合連合会を中心に、森林の地籍調査を行っております。地籍調査により境界の明確化や施業の効率化を図ることでスマート林業に向けて整備しております。現在は須賀川下地区から行っておりますが、順次他地区でも調査を行うと思いますので、お忙しいと思いますがご協力いただけますようお願いいたします。

どうする？ 災害対策

皆さんも記憶に新しいことでしょう。2017年九州北部豪

雨による土砂崩れに伴って大量の流木被害、2018年北海道胆振東部地震による山腹崩壊、2019年令和元年房総半島台風による森林の風倒被害。どの災害も目を覆いたくなるようなものでした。最近では地震も増え、10年に一度と言われるような大雨が毎年のように降るため、とても他人ごとではありません。管内でも昨年の台風で土砂崩れや浸食被害がありました(写真)。森林に携わる者として、

対策、皆伐後の再造林等、災害を発生させないために日々対策を模索しております。

今年度は県の森林整備事業に「重要インフラ施設周辺森林整備」という新たなメニューが加わりました。昨年の房総半島の風倒被害を受け創設され、重要インフラ施設に近接する森林における、インフラ施設への被害を未然に防止し、森林の健全性を確保のために伐採や造林等を行う事業です。電線付近等、重要インフラ施設に近接する森林の伐採をお考えの方は、当組合までご相談下さい。



(写真) 土砂崩れ被害 (須賀川)

伐採前に 伐採届の提出を

森林や平地林(保安林を除く)の立木を伐採する場合は、事前に市町村に伐採届(伐採及び伐採後の造林届出書)の提出が必要なることをご存じでしょうか。近年他業者による伐採が増えて参りました。皆伐後は当組合に植付を頼まれる場合がありますが、伐採前に伐採届が出ていないと植付の補助が半減してしまふ事例がありましたので再度お知らせさせていただきます。

例え自分の所有する森林であつても、立木を伐採する場合には伐採届を提出しなければなりません。この伐採届出制度は、森林の伐採が市森林整備計画に従って適切に行われるか、森林の大切な働きを失うことのないよう伐採跡地の造林計画を届け出ているか、また市内の森林資源を把握するという大切な役割もあります。伐採届の提出は大田原市農林整備課(0287・23・8126)までお願い致します。

あつ！
伐採届出さなきゃ



* 平均単価 9,644円/m³ 販売量 1,015m³ 販売率 100%

大田原木材共販市況(7月30日)

樹種	長級	径級	安値 円		高値 円		平均 円	
			今回市	前回市比	今回市	前回市比	今回市	前回市比
杉	3.00m	11~14cm	6,860	200	9,000	500	7,890	▲100
		16~20cm	9,700	▲300	10,550	100	10,100	▲20
		22~28cm	10,000	10	10,620	70	10,120	▲60
	3.65m	22~28cm						
		30cm~	11,100	2,500	11,100	2,000	11,100	2,290
	4.00m	10~14cm	8,000	▲20	10,530	▲470	10,100	560
		16~20cm						
		22~28cm	10,000	900	11,500	0	11,000	570
		30cm~	8,800	▲200	12,000	500	10,380	580
	桧	3.00m	11~14cm	8,500	940	8,760	260	8,610
16~28cm			12,750	1,750	13,400	710	13,050	1,430
元玉								
4.00m		10~14cm	12,960	960	14,020	520	13,540	290
		16~20cm	14,500	0	15,010	510	14,630	130
		22~28cm	15,930	1,820	16,220	1,710	16,080	1,760
		元玉	15,500	—	17,500	—	16,830	—

市況及び入荷状況
 今回は、悪天候により急激な出材不足の為スギ・ヒノキ共に値上げ傾向です。特にヒノキ4m中目材に関しては、入札枚数が多く引き合いが強いです。入荷は少なめです。
 引き続き入荷のご協力宜しくお願いたします。

組合からの
お知らせ

相続加入や住所変更、その他変更がありましたら組合までご連絡ください。

・相続加入届

組合員の方が亡くなり市役所で相続手続きが済んでも、組合とは連携されていませんので、名義変更の手続きをして下さい。

・林業後継者届

組合員の方で森林経営を委託する方がいる場合は林業後継者届を提出してください。
 事務的なものは後継者の方のお名前で処理させていただきます(同一世帯であること)。

・面積変更届

山林を売買され山林所有面積に変更が生じた際、所有面積変更の手続きをして下さい。
 ※各種届出用紙は組合に用意してあります。また、ホームページ

これからダウンロードもできますので、ご活用下さい。



森林の管理について
お悩みの方は・・・

山林を相続したが管理の方法がわからない、山林の場所がわからない、山林を売却したい等、山林に関するお問い合わせは当組合へご相談ください。

お気軽にご相談ください。

